

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	オルガノ株式会社			コード	6368		
提出日	2020/6/8		異動（予定）日	2020/6/26			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	永井 素夫	社外取締役	○										△				訂正・変更	有
2	照井 恵光	社外取締役	○													○		有
3	平井 憲次	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
4	和田 正夫	社外監査役	○								△						訂正・変更	有
5	樋口 達	社外監査役	○										△				訂正・変更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	同氏は、過去当社の取引先かつ株主であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありました（2014年6月退任）。2020年3月末時点での当社の借入金総額に対する同社からの借入金の比率は8.6%程度であり、取引のある他の金融機関と比べて特に突出したものではなく、同社への2020年3月期の業務委託に関する取引額も16百万円であり、僅少であります。株主としての持株比率も1.3%であります。	同氏は、金融機関に長年在籍され、みずほ信託銀行株式会社の取締役副社長として会社経営を担ってこられました。また、他の上場企業の社外取締役として多面的な企業経営の知見を深めておられます。当社社外監査役及び社外取締役就任後は、その豊富で多様な知見を活かし、当社経営、特にガバナンス強化に対して有益なご意見やご指導をいただいております。 取締役として求められる高い倫理観、的確な判断力と理解力に加え、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を促進するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 同氏は、株式会社みずほコーポレート銀行の出身でありますが、過去10年間は同行からの借入金はありません。同行は2013年7月に同行を吸収合併存続会社、当社の取引先かつ株主である株式会社みずほ銀行を吸収合併消滅会社として合併し、商号を株式会社みずほ銀行に変更しております。2020年3月末時点での当社の借入金総額に対する株式会社みずほ銀行からの借入金の比率は44.3%程度であり、株主としての持株比率は1.7%であります。 なお、同氏は、合併前の2011年4月に株式会社みずほコーポレート銀行を退任し、みずほ信託銀行株式会社の業務執行者となっております。 上記内容を含め、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
2	該当する事項はありません。	同氏は、経済産業省において要職を歴任されるなど、産業政策の立案・実行を推進するとともに、枢要な立場からリーダーシップを発揮して組織を運営してこられました。また、化学物質のリスク評価・管理に関する高い学識を有するとともに、他の上場企業の社外取締役として多面的な企業経営の知見を深めておられます。当社社外取締役就任後は、その豊富で多様な知見を活かし当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。 取締役として求められる高い倫理観、的確な判断力と理解力に加え、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を促進するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断したため、独立役員に指定しております。
3	同氏は、公益財団法人相模中央化学研究所の副理事長（代表理事）であります。当社は同所と共同研究を実施しており、2020年3月期の同所への費用支出額は11百万円であります。また、同所に対して寄附を行っておりますが、同期間の支払額は30万円であり、いずれも僅少であります。	同氏は、公益財団法人相模中央化学研究所の副理事長・所長（2019年3月所長退任）として、先端的な機能性物質、生物制御及び環境保全物質の研究並びにバイオテクノロジーの開発に優れた功績を上げる一方、組織の管理運営にも手腕を発揮してこられました。当社社外取締役就任後は、その豊富で多様な知見を活かし当社経営に対して有益なご意見やご指導をいただいております。 取締役として求められる高い倫理観、的確な判断力と理解力に加え、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を促進するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断したため、独立役員に指定しております。
4	同氏は、過去当社の会計監査人である有限責任あづさ監査法人の業務執行者でありました（2012年6月退任）。同法人は2019年6月に当社の会計監査人に選任されました。監査報酬は58百万円であり、同法人の総収入の1%未満であります。	同氏は、公認会計士として長年企業等の会計監査業務に携わってこられ、財務及び会計に関する高度な知識や経験を有しておられます。また、他の上場企業等の社外監査役として多面的な企業経営の知見を深めておられます。 監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 同氏は、有限責任あづさ監査法人の出身でありますが、2012年6月に退任しております。 上記内容を含め、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断したため、独立役員に指定しております。

5	<p>当社は過去同氏に法律相談等を行った実績がありますが、2019年3月期の同氏への報酬支払額は10万円未満で僅少であり、2020年3月期の同氏への法律相談等に係る支払はありません。</p>	<p>同氏は、弁護士及び公認会計士として、法務、財務及び会計に関する高度な知識や経験を有しております。また、他の上場企業の監査等委員である社外取締役として多面的な企業経営の知見を深めておられます。</p> <p>監査役として求められる高い倫理観、公正・公平な判断力に加え、当社経営に対する適正な監査を実施するのに必要な経験及び見識を有しておられるため、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p> <p>また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。</p>
---	---	---

#### 4. 補足説明

##### 【社外役員の独立性に関する基準】

当社の社外役員が次のいずれかに該当する場合、独立性の要件を満たしていないと判断する。

- ① 現在又は過去10年間において当社又は当社の子会社の業務執行者に該当する者
- ② 現在又は過去10年間において当社又は当社の子会社の非業務執行取締役又は会計参与に該当する者（社外監査役の場合に限る）
- ③ 現在又は過去10年間において当社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役に該当する者
- ④ 現在又は過去10年間において当社の親会社の監査役に該当する者（社外監査役の場合に限る）
- ⑤ 現在又は過去10年間において当社の兄弟会社の業務執行者に該当する者
- ⑥ 現在又は最近1年間において当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者に該当する者
- ⑦ 現在又は最近1年間において当社の主要な取引先又はその業務執行者に該当する者
- ⑧ 現在又は最近1年間において当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家に該当する者
- ⑨ 現在、当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）に該当する者
- ⑩ 現在、社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者に該当する者
- ⑪ 現在、当社が多額の寄付を行っている先の業務執行者である者
- ⑫ 配偶者又は二親等以内の親族が上記①から⑪までのいずれか（重要な者に限る）に該当する者

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。